### 監査結果公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第4項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和6年3月19日

奈良県監査委員内野正博同芝池多津子同田中惟允同若林かずみ

なお、監査執行者は次のとおりです。

監査委員	委員実地監査実施日
内野正博	令和5年11月14日 ~ 令和6年1月29日
芝池多津子	令和5年11月14日 ~ 令和6年1月29日
田中惟允	令和5年11月14日 ~ 令和6年1月29日
若林かずみ	令和5年11月14日 ~ 令和6年1月29日

# 監査結果報告書

令和5監查年度 第2回 (令和5年12月~令和6年1月定期監查) (令和5年11月工事監查) (令和5年12月~令和6年1月財政的援助団体等監查)

令和6年2月

奈良 県 監 査 委 員

## 目 次

第 1	定	它期監査	
	1	監査の実施方針	3
	2	監査等の種類、対象	3
	3	監査対象機関	3
	4	監査における重点事項	5
	5	委員実地監査実施日	5
	6	監査等の実施内容	5
	7	監査の結果	
	( ]	1)部局別指摘事項等件数一覧	6
		2)指摘事項等の内容別	
	(3	3 ) 所属別	12
	()	ア)本庁	
		医療政策局	12
		行政委員会	14
	( -	イ) 出先機関	
		知事公室	
		総務部	
		文化・教育・くらし創造部	
		こども・女性局	
		福祉医療部	
		医療政策局	_
		水循環・森林・景観環境部	
		産業・観光・雇用振興部	
		観光局	
		食と農の振興部	
		県土マネジメント部	
		地域デザイン推進局	
		教育委員会	
		警察本部	
		ウ)監査重点事項の結果	
	(3	エ) 監査の総括	42
*** o	_		
第 2		に事監査	4.0
	1	監査の実施方針	
	2	委員実地監査実施日	
	3	監査対象工事	
	4	監査の結果	43
笛っ	<del>11.</del>	才政援助団体等監査	
277 J	1	7.以後の団体寺監査 - 監査の実施方針	11
	2	監査の美施力型 監査実施状況	
	3	ニュスルがル 監査の結果	
	4	<ul><li>監査実施団体の概要及び監査の結果</li></ul>	
	-1	血且入心口下?例女及 ∪ 血且 ∨ 剂 不	

公立大学法人奈良県立医科大学	45
地方独立行政法人奈良県立病院機構	
公立大学法人奈良県立大学	47
公益財団法人奈良県地域産業振興センター	49
株式会社東急コミュニティー	50
PFI 奈良賑わいと交流拠点株式会社	50

### 第1 定期監査

### 1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、正確性及び合規性の観点から、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち、公正で実効性のある監査を実施した。

### 2 監査等の種類、対象

財務監査(定期監査) 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

### 3 監査対象機関

本庁及び出先機関の96所属(本庁9所属、出先機関87所属)について実地監査を実施した。なお、本監査結果は令和4年度の組織(令和5年度組織改正前)単位での報告とする。

	links.		don.		( †	実 書	地面	監監	查 查)			£-£-		-lara			実 (書	地 面	監監	查 查)
所	管		部	局	本		庁	出先	6機関	目	所	管	:	部	局	本	庁	:	出	先機関
知	事		公	室				0	(4	)	地填	或デ !	ヂイ	ン推	進局				]	1 (2)
総		務		部				3	(1	)	教	育	委	員	会				0	(29)
文化	<ul><li>教育</li></ul>	• <	らし創						(6		行		委	員	会	0	(2	)		
	ども								(3		警	察		本	部			,	0	(8)
福	祉	医	療	部				0	(9)	)		合		計		7	(2)	)	1 2	2 (75)
医	療	政	策	局	7	( (	O )	0	(1	)										
水循	環・森	₹林•	景観球	環境部_				0	(2	)										
産業	* 観	光・)	雇用振	長興部				0	(3	)										
観		光		局				0	(2	)										
食	と農	の	振り	興 部				0	(3	)										
県二	 ヒマネ	ネジ	メン	卜部				7	(2	)										<b>⇒</b> )より米。

注:()の数字は外数

実地監査 監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係 者から説明を聴取することを基本として行う監査

書面監査 監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取し行う監査

### 4 監査における重点事項

監査リスクの高い事項や監査上の重要性を考慮して、重点的かつ効率的な監査を 実施するため、令和5監査年度監査計画において、監査重点事項を次のとおり設定 した。

### 「重要物品の登録・管理状況等について」

県が調達する物品は、必要性を検討した上、適時に適切な調達を行い、目的に応じ効果的に活用され、良好な状態で厳正に管理されなければならない。

また、一方で、今後の活用が見込まれない物品は、速やかに処理方針を決定し、 適切に処理を行う必要がある。

特に高額な物品(重要物品 1件100万円以上)は、財産調書に記載することになっているが、これまでの監査で、財産調書への記載漏れや、保管状況が適切でないもの、重要物品について、備品管理簿の整理等を怠っているものが散見された。

このような状況を踏まえ、重要物品の取扱いや管理体制について、合規性や内部統制の有効性等の視点から調査し、今後、重要物品に係る登録・管理が適正に行われることを目的として、監査を実施した。

### 5 委員実地監査実施日

令和5年12月5日~令和6年1月29日

### 6 監査等の実施内容

### 財務監査 (定期監査)

令和4年度の事務事業を対象として、奈良県監査基準(令和2年3月10日決定) に準拠し次の事項別基準に基づいて監査を実施した。なお、必要に応じて令和5年 度及び過年度の事務事業も対象とした。

- (1)執行体制
- (2) 事務事業
- (3)予算の執行
- (4) 収入
- (5) 支出
- (6) 契約
- (7) 工事
- (8)補助金等
- (9) 財産
- (10)物品
- (11) 公用車等
- (12) 切手等

### 7 監査の結果

### (1) 部局別指摘事項等件数一覧

(1) ##							<u></u> 万														
		指 摘 事 項								注意事項											
	執	予	収	支	契	補	財	物	公	切	執	予	収	支	契	補	財	物	公	切	合計
	行	算				助			用	_	行	算				助			用		
	体	執				金			車	手	体	執				金			車	手	
	制	行	入	出	約	等	産	ᇛ	等	等	制	行	入	出	約	等	産	品	等	等	
知事公室																					0
総務部			1	1											2			2			6
文化・教育・くら し創造部		1		3	1									2							7
こども・女性局																					0
福祉医療部				5				2				2	1	1	1			2		1	15
医療・介護保険局																					0
医療政策局			1	2	1	1								3	1	1		1			11
水循環·森林·景観 環境部				2							1	1		2				1		2	9
産業・観光・雇用 振興部				1																	1
観光局								1													1
食と農の振興部				1				1													2
県土マネジメント 部	2	1	2		4		1					2	2	2	2			1			19
地域デザイン推進 局				1				1				1									3
会計局																					0
水道局																					0
議会事務局																					0
教育委員会				5	3			2						5	2			3			20
行政委員会																				1	1
警察本部	1			3					1			1		1					1		8
小計	3	2	4	24	9	1	1	7	1	0	1	7	3	16	8	1	0	10	1	4	103
合計					5	2									5	1					103
Soul PF E					(4	(0)									(2	3)					(63)

<sup>※()</sup>内の数字は、昨年度第2回報告(令和4年12月~令和5年1月定期監査分)の件数 ※2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げ ている。

### ※定期監査の結果の取扱い基準

### 1 指摘事項

監査委員が違法、不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもので、次のいずれかに該当する場合

- ① 法令、条例、規則、通達及び通知に違反するもののうち重大なもの
- ② 書類の隠匿、改ざんその他故意による違反を行っているもの
- ③ 重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ④ 著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- ⑤ 著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- ⑥ 著しく有効性を欠くもの
- ⑦ 誤りを生じている事項で一定額(一定数値)以上のもの
- ⑧ 前回の指摘又は注意事項について、是正・改善されていないもの
- ⑨ 上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

#### 2 注意事項

監査委員がその事項につき、指摘の内容までには至らないが、重要と認め、その是 正・改善を求めるもので、次のいずれかに該当する場合

- ① 過失に起因する事項等で、指摘の程度までには至らないが、是正又は改善を要するもの
- ② 指摘の区分に該当する事項であるがその原因又は経緯にやむを得ない事情があるもの、又は監査対象機関自身において誤りを発見し、かつ、速やかに是正されているもの
- ③ 誤りを生じている事項で、指摘事項の額、数値未満など指摘の内容には至らないが、重要なもの
- ④ 前回口頭指導した事項で措置、是正、又は改善されていないもののうち重要なもの

#### 3 意見事項

監査委員が、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、経済性、効率性、有効性の見地等から、今後見直しの必要があると認め、次のいずれかに該当する場合

- ① 経済性、効率性、有効性の見地等から検討が必要な事項
- ② 改善を求める事項の発生の頻度が高いもので、その発生が制度に起因している事項で制度の改善の検討が必要な事項

### 4 口頭指導事項

軽微な誤り等で、かつ、速やかに是正又は改善されることが確実なもの

なお、上記以外でも社会通念上又は県民目線で見て、改善や見直しが必要と判断される場合、その内容等に応じて意見事項又は口頭指導事項とすることがある。

### (2)指摘事項等の内容別

### (ア)指摘事項(52件)

項	目	内容	件数	対 象 所 属
執行体制	執行体制	証拠品車両損傷事件に係る損害賠償の発生につい て	1	橿原警察署
	内部統制	内部統制の強化・充実について	2	奈良土木事務所、郡山土 木事務所
予算の執 行	予算の執行	会計年度を誤った支出事務について	1	郡山土木事務所
		歳入科目の誤りについて	1	美術館
収入	収入の調定	河川占用料の調定事務の遅延について	1	奈良土木事務所
	収入事務	法人事業税等の還付の誤りについて	1	奈良県税事務所
	収入未済	貸付金に係る不十分な債権管理について	1	医師・看護師確保対策室
		雑入に係る不十分な債権管理について	1	奈良土木事務所
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	17	自動ンタ保 事務、山保学 事務、山保健学 事が が消保健学 がで、一タ家園校 のアカ合門中高学 で、のアが、 で、のアが、 で、のアが、 で、のアが、 で、のアが、 で、のアが、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので
	支出命令	資金前渡に係る不適切な事務処理について	1	橿原考古学研究所
		支出事務に係る不適切な事務処理及び支払遅延に 対する遅延利息の発生について	1	十津川高等学校
		源泉所得税の源泉徴収事務の誤りについて	1	疾病対策課
		委託料の過払いについて	1	疾病対策課

		需用費の二重払いについて	1	橿原警察署
	資金前渡	資金前渡に係る不適切な事務処理について	1	郡山保健所
	その他	資金前渡に係る不適切な現金管理について	1	奈良警察署
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	8	健康推進課、奈良土木事務所、高田土木事務所、吉野土 中和土木事務所、吉野土 木事務所、奈良北高等学校、桜井高等学校、十津 川高等学校
		支出負担行為の遅延及び契約書の作成について	1	橿原公苑
補助金等	その他	補助金等の交付事務等に係る不適切な事務処理について	1	疾病対策課
財産	県有財産の 管理	公有財産の不適切な管理について	1	吉野土木事務所
物品	物品の取得、 処分	公用車の自動車検査の不実施について	1	家畜保健衛生所
		公用車の自動車検査の不実施及び自動車損害賠償 責任保険契約の未締結について	1	奈良公園事務所
		重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書 の記載誤りについて	5	郡山保健所、吉野保健所、 奈良春日野国際フォーラ ム、王寺工業高等学校、 高田高等学校
公用車	公用車	公用車使用中の事故による損傷について	1	桜井警察署

### (イ)注意事項(51件)

項	目	内容	件数	対 象 所 属
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実について	1	フォレスターアカデミー
予算の執 行	予算の執行	物品購入契約に係る不適切な支払処理について	1	中和土木事務所
		支出科目の誤りについて	6	吉野保健所、藤の木学園、 フォレスターアカデミー、 中和土木事務所、県営住宅 管理事務所、橿原警察署
収入	収入の調定	調定事務の誤りについて	2	中和福祉事務所、郡山土木事務所
	収入事務	証紙収納実績の報告誤りについて	1	五條土木事務所
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	3	橿原文化会館、五條土木事 務所、大和広陵高等学校
	支出命令	公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延 について	3	薬務課、郡山保健所、フォ レスターアカデミー
		需用費の過払いについて	2	吉野土木事務所、磯城野高 等学校
		扶助費の過払いについて	1	疾病対策課
		役務費の誤払いについて	1	消費生活センター
		報酬の誤払いについて	1	ろう学校
		需用費の誤払いについて	1	橿原警察署
		支払遅延による過年度支出の発生について	2	健康推進課、大和中央高等 学校
		公課費等の二重払いについて	1	フォレスターアカデミー
	その他	費用弁償の誤支給及び過年度支出の発生について	1	大和中央高等学校
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	4	地域医療連携課、郡山土木 事務所、宇陀土木事務所、

				大宇陀高等学校
		支出負担行為の遅延及び契約書の作成について	2	奈良県税事務所、中南和県 税事務所
		建設工事請書を徴収していない契約について	2	藤の木学園、奈良南高等学 校
補助金等	補助金等の 交付事務	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理に ついて	1	疾病対策課
物品	物品の取 得、処分	公用車の定期点検整備の不実施について	9	疾病対策課、奈良県税事務 所、中南和県税事務所、郡 山保健所、保健研究センタ ー、フォレスターアカデミ ー、幹線街路整備事務所、 ろう学校、奈良養護学校
		重要物品の報告の遅延について	1	榛生昇陽高等学校
公用車	公用車	公用車使用中の事故による損傷について	1	高田警察署
切手等	郵 便 切 手 の保有	郵便切手の過大な保有について	4	郡山保健所、フォレスター アカデミー、景観・環境総 合センター、人事委員会事 務局

## (3)所属別

## (ア)本庁

部局名	所属名	実施日	監査結果
医療政策局	地域医療連携課	令和6年1月25日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するとも負担行為を行うこととされているが、令和4年度の委託契約について、上遅延して支出負担行為を行っこととされていた事例が1件(契約額 12,760,000円)認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞から契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双い、契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行を受めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)
	医師・看護師 確保対策室	令和6年 1月25日	貸付金に係る不十分な債権管理について 看護師等修学資金貸付金の未収金に係る債権管理事務において、「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」に規定されている納付交渉や財産調査の手続を令和4年4月以降実施していなかった事例が認められた。 今後は、同指針の規定に従うとともに、内部におけるチェック体制を強化し、適正な債権管理に努めるべきである。 (指摘事項)
	病院マネジメ ント課	令和6年 1月25日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	健康推進課	令和 6 年 1 月 2 5 日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計144,525,770円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件、③3か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないも

のとされているが、上記のうち2件(契約額合計 144,500,770円)では、支出負担行為と同様に契約書の 作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、 支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に 努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備 するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべき である。 (指摘事項)

### 支払遅延による過年度支出の発生について

地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和3年度の委託料(1件 135,000円)について、令和4年8月に令和4年度予算から支出していて、過年度支出となっていた。

今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の 原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁 過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のあ る内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)

### 疾病対策課 (新型コロナ ワクチン接種 推進室含む)

### 令和6年 1月25日

### 補助金等の交付事務等に係る不適切な事務処理につい て

奈良県第一種及び第二種感染症指定医療機関運営事業費補助金について、令和2年度において交付した事業費が他の補助金と重複し、交付額が過大となっていた事例が6件(過大となっていた交付額合計 13,780,000円)認められた。

今後は、奈良県補助金等交付規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)

#### 扶助費の過払いについて

令和3年度及び令和4年度の扶助費(肝炎医療費)について、受給者証の自己負担限度額を誤ったため、過払いしていた事例が1件(過払い額60,000円)認められた

今後は、奈良県会計規則、奈良県肝炎治療特別促進事業実施要綱等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。

(注意事項)

#### 源泉所得税の源泉徴収事務の誤りについて

令和3年度及び令和4年度の報償費について源泉徴収事務を誤ったことにより、源泉所得税の納付が不足していた事例が5件(源泉徴収不足額合計 273,842円)認められた。また、これに伴い、不納付加算税(7,000円)が発生していた。

今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

(指摘事項)

			補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について
			奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和4年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が3件(交付決定額合計2,919,000円)認められた。また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の3件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)
			委託料の過払いについて 令和4年度の委託料について、金額を誤って支出した 事例が1件(過払い額2,455,332円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正 な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体 制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り 組むべきである。 (指摘事項)
			公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)
	薬務課	令和6年 1月25日	公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について 公用車の車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件(保険料14,280円)認められた。 自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理されたい。 (注意事項)
行政委員会	人事委員会事 務局	令和6年 1月23日	郵便切手の過大な保有について 令和4年度末の郵便切手の保有残高が、当該年度月平 均使用料の6か月分を超え、かつ、その総額が5万円を

		超えて多額(保有残高 70,278円)となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)
労働委員会事 務局	令和6年 1月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

### (イ)出先機関

部局名	所属名	実施日	監査結果
知事公室	東京事務所	令和6年 1月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	旅券事務所	令和6年 1月23日	同上
	外国人支援セ ンター	令和6年 1月23日	同上
	消防学校	令和6年 1月23日	同上
総務部	自治研修所	令和6年 1月23日	同上
	奈良県税事務所	令和 5 年 1 2 月 1 9 日	法人事業税等の選付の誤りについて 法人事業税等について、令和4年度に誤って法人 に還付していた事例が2件(還付金額合計 1,496,300円)認められた。事後にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。 今後は、地方税法等に基づき、税務事務の適正なク体制を整備するなど、実効性のある内部統制の事業がである。 大出負担行為の遅延及び契約書の作成について 委託料、工事請負費等契約の手続としての担行為をきとされている時期は、契負債にもの手続として対為を対してもいるが、令行うこととさが、令行うこととさが、令行うこととさが、令行うこととさが、令行うこととさが、令行うこととさが、行うときとされているり負担行為を行りいた。 事例が1件(支出負担行為額514,800円)認められた。 また、契約書を作成するときは支出負担行為を行われた。また、契約書を作成するときは支出負担行為を行われた。また、契約書を作成するときは支出負担行為を行われた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行系を持つないまま契約書の作成に基づき、支出負担にを持つないままが表別の事務の過に、対しておいますが表別であるときなど、実効性のある内部統制の整備に対の実施にない。 公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備の下実施について 公用車の定期点検整備の下実施について 公用車の定期点検整備の下実施について 公用車の定期点検整備の下実施について 公用車の定期点検整備の実施の実施の機を 様を備の実施が発出されているのに、令和

			4年度において、公用車2台について定期点検整備 を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因す
			を は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を 適切に実施されたい。 (注意事項)
	中南和県税事務所	令和 5 年 1 2 月 1 9 日	支出負担行為の遅延及び契約書の作成について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として約を担負担行為を行うこととされている時期は、契約託とされているが、令和4年度の委託契るいて、会ときとされているが、令和4年度の委託契るいた。 1か月以上遅延して支出負担行為を行うことと為かられた。 また、契約額 963,050円) 認められた。 また、契約書を作成するときは支出行為をしていた。 会後は、契約書を作成していた。 今後は、交別書を作成していた。 今後は、交別書を作成していた。 今後は、交別書を作成していた。 今後は、交別書を作成していた。 今後は、交別書を作成していた。 会後は、交別書を作成していた。 会後は、交別書を作成していた。 会後は、交別書を作成していた。 会後は、交別書を作成していた。 会後は、交別書を作成していた。 会後は、交別書を作成していた。 会後は、交別書を作成していた。 会後は、方ともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するともに、実効性のある内部統制の主が発出でいた。 定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備の下実施について 法には公用車の定期点検整備のに、対別を整備のには、対別を要によるを開まるのに、検整備のには、会別を要によるをのに、検整備を実施のには、会別には、公用車2台について定期点検整備で、公用車2台について定期点検整備で、実施による整備不良に起因するによる整備不良に起因す
			る事故発生のおそれも危惧されることから、今後 は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整 備を適切に実施されたい。 (注意事項)
	自動車税事務所	令和 6 年 1 月 2 3 日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担 行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額58,300円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)
文化・教育・ くらし創造部	橿原文化会館	令和6年 1月23日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担

		行為を行うこととされている時期は、契約を締結す ストキトされているが、 全和 4 年度の季ご初めたの
		るときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(支出負担行為額303,600円)認められた。
		今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行 為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程に おけるチェック体制を整備するなど、実効性のある 内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)
美術館	令和6年 1月23日	<b>歳入科目の誤りについて</b> 令和4年度の土地建物貸付料について、経費の性質が財産の貸付であることから予算科目を財産運用収入で収納すべきであったのに、使用料で収納していた事例が1件(収入済額合計 337,700 円)認められた。今後は奈良県予算規則に従い、適正な予算科目で収納すべきである。 (指摘事項)
橿原考古学研究所	令和6年 1月29日	資金前渡に係る不適切な事務処理について 令和4年度の海外出張に伴う現地支払のための 需用費、役務費並びに使用料及び賃借料について、 資金前渡日以前に職員の立替により日本円から外 貨へ両替した事例が1件(両替額89,170円)認め られた。 立替払の支出方法は、地方自治法及び同法施行令 並びに奈良県会計規則にも規定がなく、法令等に違 反して支出することになるので、今後は、同法及び 関係通知等に基づき、支出事務の適正な執行に努め るべきである。 (指摘事項)
図書情報館	令和6年 1月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意 見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では 認められなかった。
野外活動センター	令和 6 年 1 月 2 3 日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担 行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度及び令和4年度 の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後 又は納品後に行っていた事例が22件(契約額合計3,541,509円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)
橿原公苑	令和6年 1月23日	支出負担行為の遅延及び契約書の作成について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担 行為を行うこととされている時期は、契約を締結す

			るときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から 1 か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が 3 件(契約額合計 1,034,730 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が 2 件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が 1 か月以上 3 か月未満の事例が 1 件となっていた。 また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち 1 件(契約額 116,230 円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	消費生活センター	令和6年 1月23日	<b>役務費の誤払いについて</b> 令和4年度の役務費について、金額を誤って支出した事例が1件(誤払い額32,360円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)
			支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担 行為を行うこととされている時期は、契約を締結す るときとされているが、令和3年度及び令和4年度 の備品購入契約について支出負担行為を納品後に 行っていた事例が2件(契約額合計96,140円)認 められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行 為の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけ るチェック体制を整備するなど、実効性のある内部 統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
こども・女性局	女性センター	令和6年 1月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意 見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では 認められなかった。
	中央こども家庭相談センター	令和6年 1月23日	同上
	高田こども家 庭相談センタ ー	令和6年 1月23日	同上

변기 다유한	<b>ヰワ .   . /ロ /ヰ. = 广</b>	A To a Fr	<b>郵便団エッツ上を担土について</b>
福祉医療部	郡山保健所	令和6年	郵便切手の過大な保有について
		1月23日	令和4年度末の郵便切手の保有残高が、当該年度
			月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その総額が
			5万円を超えて多額(保有残高 77,506円)となって
			いた。
			. – 6
			郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが
			必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的
			確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとと
			もに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算
			執行に努められたい。 (注意事項)
			   資金前渡に係る不適切な事務処理について
			令和4年度の役務費(令和4年9月分から令和5
			年3月分の電信電話料金)の自動口座振替払の資金
			前渡において、予定金額に残額が生じたため、精算
			すべき期間内に精算を行わなければならないのに、
			6か月以上、かつ、会計年度経過後の出納整理期間
			も経過してその手続を行っていなかった事例が2
			件(合計金額 476円)認められた。
			今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、
			適正な現金の管理を行うべきである。 (指摘事項)
			公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延
			について
			公用車の車検受検に係る自動車損害賠償責任保
			険料について、受検日の後に支出していた事例が 1
			件 (保険料 12,850 円) 認められた。
			自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対
			し保険会社等への立替払を強いることとなるため、
			今後、保険料の支出については適時適正に処理され
			たい。 (注意事項)
			公用車の定期点検整備の不実施について
			公用車の定期点検整備については、道路運送車両
			法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点
			検整備の実施が義務づけられており、平成30年10
			月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図る
			よう総務部長通知が発出されているのに、令和4年
			度において、公用車6台について定期点検整備を実
			施していなかった。
			定期点検整備の不実施による整備不良に起因す
			る事故発生のおそれも危惧されることから、今後
			は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整
			は、同伝、同通和寺に基づさ、公用事の足朔点横笠   備を適切に実施されたい。 (注意事項)
			畑で週別に天旭で40たピ。 (任息争垻)
			古山名物行為の展びについて
			支出負担行為の遅延について
			委託料、工事請負費等契約を必要とする経費につ
			いて、予算執行の統制のための手続として支出負担
			行為を行うこととされている時期は、契約を締結す
			るときとされているが、令和4年度の備品購入契約
			について支出負担行為を納品後に行っていた事例
			が 4 件 (契約額合計 1,004,300 円)認められた。
			今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行

		為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項) 重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならないとされているが、備品管理簿に記載している重要物品2件について、所在が不明である事例が認められた。また、上記の2件について、奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、所在が不明であるのに記載し会計管理者に提出していた。今後は、奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。(指摘事項)
中和保健所	令和6年 1月23日 令和6年 1月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意 見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では 認められなかった。 <b>支出科目の誤りについて</b> 令和4年度のプリンター及び飼料の購入契約に ついて、経費の性質が備品及び飼料購入代金である ことから予算科目を備品購入費及び需用費飼料費
		で支出すべきであったのに、需用費その他で支出していた事例が2件(契約額合計 40,962円)認められた。令和4年7月及び9月にその誤りに気がつき、支払後速やかに所要の手続を行っていた。 今後は、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)
		支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担 行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約 について支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 27,610円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行 為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある 内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)
		重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて 備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならないとされているが、備品管理簿に記載している重要物品2件について、所在が不明である事例が認められた。 また、上記の2件について、奈良県会計規則第

			42 条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、所在が不明であるのに記載し会計管理者に提出していた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。(指摘事項)
	保健研究センター	令和 6 年 1 月 2 3 日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担 行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている事例が 6件(契約額合計 736,670円)認められた。そのは 様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が4件、②業務完了前であるが支出負担行 為の遅延期間が1か月以上の事例が2件となっていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行 為の遅延期間が1か月以上の事例が2件となっていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行 為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項) 公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備の不実施については、道路運送車点
			法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点 検整備の実施が義務づけられており、平成30年10 月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図る よう総務部長通知が発出されているのに、令和3年 度及び令和4年度において、公用車1台について定 期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因す る事故発生のおそれも危惧されることから、今後 は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整 備を適切に実施されたい。 (注意事項)
	中和福祉事務所	令和6年 1月23日	調定事務の誤りについて 過年度事業返還金収入について、本来調定すべき 金額を誤って調定していた事例が1件(過大額 28,247 円)認められた。令和5年1月にその誤り に気がつき、所要の手続を行っていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、調定事務の 適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制 の整備に取り組まれたい。 (注意事項)
	吉野福祉事務 所	令和6年 1月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意 見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では 認められなかった。

	心身障害者福	令和6年 1月23日	同上
	祉センター	,	
	身体障害者更 生相談所	令和6年 1月23日	同上
	藤の木学園	令和6年1月23日	支出科目の誤りについて 令和4年度の工事請すとであったのに、経費の性調でに基づく予算科目で支出していた事例が4件(契約額は、のた予算科目で支出していた事例が4件(契約額は、①経費費で支出していた事例が4件(契約額は、①経費費で支出していた事例が4件のの態格の算で支出目をしていた。その性質で支出すであったのに、施設ですりで大き事間であることが、た事別が1件、②経費費であったのに、が施設ですりが1件、②経費費でありた。一次経費で支出していた。今経は、一次の性質が大きなとのに、金融をで支出していた。一次をで支出していた。一次をで支出していた。一次をで支出していた。一次をで支出していた。一次をで支出ので支出ので支出の方でで支出の方でで支出の方でで支出の方でで支出の方でで支出の方でで支出の方で大きなのに、一次を表表の選びた。 大生のに、一次の選びで大学を表表のでは、一次ので支地で大きないた。 大生のに、一次の選びについて、一次の選びについて、一次の選びについた。 大生のでは、一次の選びについて、一次の選びについた。 大きに、一次の選びについて、一次の選びについて、一次の選びについたのの選びについたのの場に表示のがある。 大きに、一次の選びについて、一次の選が表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を
			き、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁 過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性 のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)
医療政策局	精神保健福祉	令和6年	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意
E-/ACCA PROPERTY	センター	1月23日	見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では 認められなかった。

	T -	I	
水循環・森林・景観環境部	フォレスターアカデミー	令和6年1月23日	支出科目の誤りについて 令和4年度の車両の借上げ契約について、経費の 性質が車両借上げ代金であることから予算科目を 使用料及び賃借料で支出すべきであったのに、役務 費で支出していた事例が1件(契約額 40,150円) 認められた。令和4年7月にその誤りに気がつき、 所要の手続を行っていた。 また、令和3年度の防護服の購入について、経費 の性質が消耗品購入代金であることから予算科目 を需用費で支出すべきであったのに、備品購入費で 支出していた事例が1件(契約額 622,391 円)認 められた。令和4年3月にその誤りに気がつき、所 要の手続を行っていた。 今後は、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算 科目で支出されたい。 (注意事項) 公課費等の二重払いについて、契
			約の相手方に二重に支出していた事例が2件(契約額合計555,907円)認められた。令和4年3月及び4月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。  公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について 公用車の車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が7件(保険料120,160円)認められた。自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対
			し保険会社等への立替払を強いることとなるため、 今後、保険料の支出については適時適正に処理されたい。 (注意事項) 郵便切手の過大な保有について 令和4年度末の郵便切手の保有残高が、当該年度 月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その総額が 5万円を超えて多額(保有残高 79,096円)となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的
			確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)  公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図る

よう総務部長通知が発出されているのに、令和3年 度及び令和4年度において、公用車9台について定 期点検整備を実施していなかった。

定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)

### 支出負担行為の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度及び令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が9件(契約額合計1,090,870円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が7件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件、③3か月以上の事例が1件となっていた。

今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)

#### 内部統制の強化・充実について

今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)

# 景観・環境総合センター

令和6年 1月23日

### 郵便切手の過大な保有について

和4年度末の郵便切手の保有残高が、当該年度月 平均使用料の6か月分を超え、かつ、その総額が5 万円を超えて多額(保有残高 154,652 円)となって いた。

郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)

#### 支出負担行為の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度及び令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が5件(契約額合計585,181円)認められた。

			今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行 為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程に おけるチェック体制を整備するなど、実効性のある 内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)
産業・観光・雇用振興部	高等技術専門校	令和6年 1月23日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担 行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約 について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 40,260 円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行 為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程に おけるチェック体制を整備するなど、実効性のある 内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)
	産業会館	令和6年 1月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	奈良しごと i センター (高田 しごと i セン ター含む)	令和6年 1月23日	同上
観光局	奈良まほろば 館	令和6年 1月23日	同上
	奈良春日野国際フォーラム	令和6年 1月23日	重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて 備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならないとされているが、備品管理簿に記載している重要物品4件について、所在が不明である事例が認められた。 また、上記の4件について、奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、所在が不明であるのに記載し会計管理者に提出していた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。(指摘事項)
食と農の振興部	北部農業振興 事務所	令和6年 1月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意 見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では 認められなかった。
	南部農林振興 事務所	令和6年 1月23日	同上
	家畜保健衛生 所	令和6年 1月23日	公用車の自動車検査の不実施について 公用車については、道路運送車両法により自動車

			の使用者に2年ごと等の自動車検査の実施が義務づけられている。令和5年度において、公用車1台について自動車検査を実施していないまま使用していた事例が認められた。 自動車検査の不実施の自動車は運行の用に供してはならないことから、今後は、同法に基づきある。(指摘事項) 支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うことされている時期は、契約を締まするときとされているが、令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件(契約額合計 182,655円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)
県土マネジメント部	奈良土木事務所	令和6年 1月23日	河川占用料の調定事務の遅延について 奈良県流水占用料等に関する条例に基づき徴収 する令和4年度の河川占用料について、奈良県河川 管理規則では、許可の期間が引き続き二会計年度以 上にわたるものの納期限は4月30日とされて最長例で とされて最近した後、作力ののでは、一方のでは、

ついて、支出負担行為を行うこととされている目か ら大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例 が4件(契約額合計 11,712,690円)認められた。 その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に 行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出 負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事 例が3件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規 則第 18 条(契約書の省略)に該当する場合を除き 遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相 手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契 約は確定しないものとされているが、上記の4件 (契約額合計 11,712,690円)では、支出負担行為 と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基 づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正 な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェッ ク体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整 備に取り組むべきである。 (指摘事項) 内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について注 意事項として改善を求めたところであるが、今回の 監査においても、調定事務等について、不適正な事 務処理が多数認められた。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基 づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェッ ク体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整 備に取り組むべきである。 (指摘事項) 郡山土木事務 令和6年 調定事務の誤りについて 所 1月12日 ガス管路の敷設に係る行政財産使用料について、 本来調定すべき金額を誤って調定していた事例が 1件(過大額 28,747円)認められた。令和4年12 月にその誤りに気が付き、所要の手続を行ってい た。 今後は、奈良県行政財産使用料条例等に基づき、 調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程 におけるチェック体制を整備するなど、実効性のあ る内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項) 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費につ いて、予算執行の統制のための手続として支出負担 行為を行うこととされている時期は、契約を締結す るときとされているが、令和4年度の委託契約等に ついて、支出負担行為を行うこととされている日か ら1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた 事例が2件(契約額合計 968,000円)認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規 則第 18 条(契約書の省略)に該当する場合を除き 遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相 手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契

約は確定しないものとされているが、上記のうち1 件(契約額 44,000円)では、支出負担行為と同様 に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基 づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正 な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェッ ク体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整 備に取り組まれたい。 (注意事項) 会計年度を誤った支出事務について 令和4年度の土地売買契約について、令和5年5 月2日に土地の登記を完了し、引き渡しを受け、令 和5年度予算から支出すべきであるのに、令和4年 度予算から支出していた事例が1件(契約額 356,898円) 認められた。 今後は、地方自治法及び奈良県契約規則等に基づ き、支出事務の適時適正な執行に努めるとともに、 決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実 効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) 内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について注 意事項として改善を求めたところであるが、今回の 監査においても、調定事務等について、不適正な事 務処理が多数認められた。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基 づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェッ ク体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整 備に取り組むべきである。 (指摘事項) 高田土木事務 令和6年 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 所 1月12日 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費につ いて、予算執行の統制のための手続として支出負担 行為を行うこととされている時期は、契約を締結す るときとされているが、令和4年度の委託契約につ いて、支出負担行為を行うこととされている日から 大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が 2件(契約額合計 3,669,160 円)認められた。その 態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っ ていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担 行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が1 件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規 則第 18 条(契約書の省略)に該当する場合を除き 遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相 手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契 約は確定しないものとされているが、上記のうち1 件(契約額 1,705,000 円)では、支出負担行為と 同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基 づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正

1	T	
		な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
中和土木事務所	令和6年 1月12日	支出科目の誤りについて 令和4年度の指定ゴミ袋の購入契約について、経費の性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が4件(契約額合計53,200円)認められた。 今後は、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)
		支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費自担行為を必要として支出負担行為をがある時期は、契約を締結等に 行為を行うことされている時期は、契約を終約を るとされている時期は、契約を終りいる。 るとされている時期をとされているたれで、令の本生ととされている方為とされている方為を行うことを自担行為を行う記めら元を のた事例が161,616,964円)認務院に の大幅に契約額は、①支出負担行為を経過業務のに が25件(契約額は、①支出負担行為を経過業務のでいた事例が10大幅に関連してがた事例が6件)、②対別の大地に 整理期間に行力のでいた事例が6件)、3か月と 整理期間に対していた事の遅延期間が17件を を担行為のようが17件であるが14円の が14となっていた事の遅延期間が10事例が1件となっていた。 契約の締結をしようをときは奈良県契約規 前であるが14となっていた。 契約の締結をしようときは奈良県契約規 り第18条(契約書の作成とされているが、上記出 り第18条(契約書の作成とされているが、上記出 りに表別のの が10大流に 対別をであるが契約規則等に適立と を決別を が20大流に 対別を が20大流に が20大
		物品購入契約に係る不適切な支払処理について 物品購入契約については、当該行為の履行があった日の属する年度に支払いをしなければならないのに、令和3年度に納品を受けた物品について、会計年度を超えて購入代金を分割払いしている事例が1件(契約額77,760円)認められた。令和4年5月にその誤りに気づき、所要の手続を行っていま
		た。 今後は、地方自治法施行令に基づき、適正な事務 の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェッ ク体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整

<b>_</b>	1	T	I	(1) (1) (1)
			備に取り組まれたい。	(注意事項)
	宇陀土木事務所	令和6年 1月12日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延 委託料、工事請負費等契約を必要と当 行為を行うこととされている時期は、 行為を行うこととされている時期は、 行為を行うこととされているが、令和4年とと為を 行為をとされているが、令和4年とと為を 行為をとされているが、令の和4年とと為を とされているが、令の和4年とと為を 方とされているが、令の和4年とと為を 方のようとされても 方の時期度と 事例が8件(契約額合計 31,757,521日 た。 契約18条(契約書をしようと略)には 到第18条(契約書を作成しなければしなが、 (契約書とされているが、 (契約額合計 31,757,521日) でていた 今後は、奈良県会計規則、奈良に 方の特に契約書の作成を遅延、奈良 では、奈良県会計規則、奈良の を 方とともに、 大数性の の の の の の の の の の の の に 対 の に し の の の に し の の の に り と ら り に り と ら り に り と ら り に り と ら り に 、 の の の に り と ら り と ら り と ら り に り と ら り と り と り と り と り と り と り と り と り	すし契委れた円 たるずけ 支。約事おるて約託で行) 良場、れ上出 規務け経支を契いっ認 県合県ば記負 則等る費出締約るてめ 契を及当の担 等のチに負結等日いら 約除び該8行 に適エに負結等日いら 約除び該8行 に適エつ担すにかたれ 規き相契件為 基正ック担すにかたれ
	吉野土木事務所	令和6年 1月12日	公有財産の不適切な管理について 吉野土木事務所の敷地において、電料 て使用されている部分があるのに、使用 についての申出がなされないまま、使用 用料の徴収を行っていなかった事例が 今後は、地方自治法、奈良県公有財産 づき、適切に公有財産の管理を行うべ	用者から使用 用許可及び使 認められた。 産規則等に基
			需用費の過払いについて 令和3年度及び令和4年度の需用費 ついて、金額を誤って支出した事例が 額11,020円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき 適正な執行に努めるとともに、決裁過程 エック体制を整備するなど、実効性のな の整備に取り組まれたい。	<ul><li>1件(過払い</li><li>、支出事務の</li><li>型におけるチ</li></ul>
			支出負担行為及び契約書の作成の遅延 委託料、工事請負費等契約を必要といて、予算執行の統制のための手続という。 行為を行うこととされている時期は、基 るときとされているが、令和4年度の るときとされているが、令和4年度の るときとされているが、令和4年度の るときとされているが、令和4年度の るときとされているが、令和4年度の るときとされているが、令和4年度の るときとされているが、令和4年度の るときとされているが、令和4年度の るときとされているが、令和4年度の などきとされているが、令和4年度の などきとされているが、令和4年度の などきとされている。 のは、②支出負担行為を 行っていた事例が 11 件(うち会計年度	する経費に対して 契約を要別を要託契約を要託 での担める でのでは でいい でいい いい い

			納整理期間に行っていた事例が8件)、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件)、③業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が3か月以上の事例が3件となっていた。契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の18件(契約額合計35,155,372円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	五條土木事務所	令和6年 1月12日	証紙収納実績の報告誤りについて 消印をした収入証紙については、収入証紙収納簿 に収入状況を記録し、また、収納実績報告書により 四半期ごとに件数、金額等の収納実績を会計局に報 告することとされているが、令和5年1月分から同 年3月分の砂利採取認可申請手数料の実績につい て、証紙収納簿には実績額を33,900円と正しく記 載していたが、証紙収納実績報告書では誤って0円 と報告していた。その結果、証紙収入特別会計から 一般会計への振替額が33,900円過小となってい て、令和4年度の決算額にも影響していた。 今後は、関係通知等に基づき証紙収納事務の適正 な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部の チェック体制の整備に取り組まれたい。(注意事項)
			支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担 行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が16件(支出負担行為額合計259,657,536円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)
	幹線街路整備 事務所	令和6年 1月23日	公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両 法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点 検整備の実施が義務づけられており、平成30年10

			月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)
	流域下水道セ ンター	令和6年 1月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
地域デザイン推進局	中和公園事務所	令和6年 1月23日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担 行為を行うこととされている時期は、契約を締結す るときとされているが、令和4年度の備品購入契約 について、支出負担行為を納品後に行っていた事例 が1件(契約額 23,694円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行 為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程に おけるチェック体制を整備するなど、実効性のある 内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)
	奈良公園事務所	令和 5 年 1 2 月 5 日	公用車の自動車検査の不実施及び自動車損害賠償責任保険契約の未締結について 公用車については、道路運送車両法により自動車の使用者に1年ごと等の自動車検査の実施が義務づけられているとともに、自動車損害賠償保障法により自動車損害賠償責任保険契約の締結が義務づけられている。令和5年度において、公用車1台について自動車検査を実施せず、自動車損害賠償責任保険の契約を締結していないまま使用していた事例が認められた。 自動車検査の不実施及び自動車損害賠償責任保険の未締結の自動車は運行の用に供してはならないことから、今後は、これらの法に基づき、公用車の管理を徹底し再発防止に努めるべきである。 (指摘事項)
	県営住宅管理 事務所	令和6年 1月23日	支出科目の誤りについて 令和4年度の指定ゴミ袋の購入契約について、経費の性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件(契約額10,000円)認められた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)
教育委員会	社会教育センター	令和6年 1月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意 見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では 認められなかった。

T			
青翔	中学校	令和6年 1月23日	同上
奈良学校	朱雀高等	令和6年 1月23日	同上
山辺	高等学校	令和6年 1月23日	同上
生駒	高等学校	令和6年 1月23日	同上
奈校	北高等学	令和6年 1月23日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費に担担 行為を行うこととされている時期は、契約令和4年度と の委託契約等についる時期は、契約令和4年度と の委託契約等について、支出負担行為を行うことと されていた事例が4件(契約額合計 436,150 円) 認められた。その態様の内訳は、②業務に行っていた事例が3件、②業務以上の が1件となっていた事例が3件、②業務以上の が1件となっていた事例が3件、②業務以上の が1件となっていた事例が3件、②業務以上の が1件となっていた事例が1件とならず、県契を除める が1件となっていた。 契約書を作成しなければならず、県と 契約書を作成しなければならず、県当されているが、上記の を以表するときは奈良県を が1件となっているが、上記の を以表するとされているが、上記の を以表するとされているが、上記の を以表するとされているが、上記の を以表するとされているが、上記の を以表するとされているが、上記の を以表するとされているが、上記の を以表するとされているが、上記の をといた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約 に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規等の に契約書の作成を遅延が表別といた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規等の に契約書の作成を遅延が表別といた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規等の に契約書の作成を を対していた。 今後は、奈良県会計規則、 会していた。 今後は、奈良県対規則等の はに契約書の作成事務らず、 の本は、 大き、 支出負担行為及び契約書の作成事務らず、 の本は、 大き、 大き、 大き、 大き、 大き、 大き、 大き、 大き
大和学校	中央高等	令和6年 1月23日	支払遅延による過年度支出の発生について 地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和3年度の職員旅費(2件1,810円)について、令和4年6月に令和4年度予算から支出していて、過年度支出となっていた。 今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項) 費用弁償の誤支給及び過年度支出の発生について、令和3年度及び令和4年度の費用弁償について、
			事務処理を誤ったため、過少な支給となっていた事

		例が 19 件 (支給不足額 50,112 円) 認められた。また、地方自治法において、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとされているが、上記のうち令和3年度の費用弁償 11 件 (支給不足額 25,524 円) について、令和5年3月に令和4年度予算から支出していて、過年度支出となっていた。 今後は、会計年度任用職員の給与等に関する規則に基づき、適正な支給事務の執行に努めるとともに、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)
添上高等学校	令和6年 1月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意 見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では 認められなかった。
磯城野高等学校	令和6年1月23日	需用費の過払いについて 令和4年度の需用費について、金額を誤って支出した事例が1件(過払い額10,657円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項) 支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入事例について支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額合計58,688円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
桜井高等学校	令和 6 年 1 月 2 3 日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担 行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 129,800 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相

		手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額81,840円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
大宇陀高等学校	令和6年 1月23日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担 行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされているりませた。 1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額830,830円)認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合をび規則第18条(契約書を作成しなければならず、県及び担制・事務の双方が契約書に記名押印しなければ契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。
榛生昇陽高等学校	令和6年1月23日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担 行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等に ついて、支出負担行為を業務完了後に行って会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項) 重要物品の報告の遅延について 備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならないとされているが、令和3年度を整理していないないるが、令和3年度を整理していなかった。 また、上記の1件について、奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、誤って記載したまま会計管理者に提出してい

		A AT AR F F F F F F F F F F F F F F F F F F
		た。令和4年5月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。 今後は奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行われたい。 (注意事項)
王寺工業高等学校	令和 6 年 1 月 2 3 日	重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて 備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならないとされているが、備品管理簿に記載している重要物品1件について、所在が不明である事例が認められた。 また、上記の1件について、奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、所在が不明であるのに記載し会計管理者に提出していた。 今後は奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。(指摘事項)
大和広陵高等学校	令和6年 1月23日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担 行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約 について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額48,950円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)
高田高等学校	令和 6 年 1 月 2 3 日	重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて 備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならないとされているが、備品管理簿に記載している重要物品1件について、所在が不明である事例が認められた。また、重要物品1件について、備品管理簿への記載漏れが認められた。また、上記の2件について、奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、1件は所在が不明であるのに記載し、もう1件は現物が設置されているのに記載せず、会計管理者に提出していた。 今後は奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。(指摘事項)
御所実業高等 学校	令和6年 1月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意 見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では 認められなかった。

青翔高等学校	令和6年	同上
月州向守子仪	1月23日	[H]
奈良南高等学校	令和 6 年 1 月 2 3 日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担 行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度及び令和4年度 の工事請負契約等について、支出負担行為を業務完 了後に行っていた事例が3件(契約額合計 474,925円)、うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が1件認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)
		建設工事請書を徴取していない契約について 建設工事の請負契約の締結に当たっては、契約額 100万円未満の契約等で契約書の作成を省略する場合でも、建設工事請書を契約の相手方から徴取することとされているが、令和3年度の建設工事請負契約について、請書を徴取していなかった事例が1件(契約額 221,991円)認められた。 今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)
五條高等学校	令和6年 1月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意 見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では 認められなかった。
十津川高等学 校	令和6年 1月23日	支出事務に係る不適切な事務処理及び支払遅延に対する遅延利息の発生について 令和3年度の役務費(電話料金)について、事前に入金していた資金前渡口座の資金から支払うべきであるのに、職員が私費で支払っていた事例が1件(支出額5,997円)認められた。また、上記の1件では支払期限日を超過したため支払遅延に対する延滞利息(延滞利息額52円)が生じていた。今後は、奈良県会計規則等に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、事務処理におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)  支出負担行為及び契約書の作成の遅延について委託料、工事請負費等契約を必要とする経費につ
		いて、予算執行の統制のための手続として支出負担 行為を行うこととされている時期は、契約を締結す るときとされているが、令和4年度の工事請負契約 等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後

		に行っていた事例が2件(契約額合計 1,406,790 円)認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規 則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き 遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相 手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契 約は確定しないものとされているが、上記のうち1 件(契約額 1,364,000 円)では、支出負担行為と 同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基 づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正 な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェッ ク体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整 備に取り組むべきである。 (指摘事項)
盲学校	令和 6 年 1 月 2 3 日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意 見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では 認められなかった。
ろう学校	令和6年1月23日	報酬の誤払いについて、金額を誤って支出した事例が2件(過払い額31,252円、過少額31,252円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。  公用車の定期点検整備の不実施について公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。  (注意事項)
奈良養護学校 (整肢園分校 を含む)	令和 6 年 1 月 2 3 日	公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)

	T	1	
	奈良西養護学 校	令和 6 年 1月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	二階堂養護学校	令和6年 1月23日	同上
	高等養護学校	令和6年 1月23日	同上
	明日香養護学 校	令和6年 1月23日	同上
	西和養護学校	令和6年 1月23日	同上
	大淀養護学校	令和6年 1月23日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担 行為を行うこととされている時期は、契約を締結す るときとされているが、令和4年度の備品購入契約 について、支出負担行為を納品後に行っていた事例 が1件(契約額 24,750円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行 為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程に おけるチェック体制を整備するなど、実効性のある 内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)
警察本部	奈良警察署	令和6年 1月23日	資金前渡に係る不適切な現金管理について 令和5年1月に資金前渡された捜査費について、 幹部職員が翌月初めに精算すべきところ、私的に持 ち出していた事案が1件(金額 235,000 円)認め られた。なお、私的に持ち出した現金は本人より全 額返還され、所要の手続を行っていた。 今後は、捜査費に係る現金の保管管理を徹底し、 不適正事案の再発防止に努めるべきである。 (指摘事項)
	生駒警察署	令和6年 1月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意 見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では 認められなかった。
	郡山警察署	令和6年 1月23日	同上
	桜井警察署	令和6年 1月23日	公用車使用中の事故による損傷について 公用車の使用中の事故による損傷(合計3件、県 側損害額合計329,912円、うち県側過失割合100 %のもの3件)が認められた。 公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとと もに、車両の適切な使用に努めるべきである。 (指摘事項)

橿原警察署	令和6年	証拠品車両損傷事件に係る損害賠償の発生につい
	1月23日	て 令和4年9月に橿原警察署で保管していた証拠 品車両を職員が移動させる際、盗難等防止装置を施 したまま前進したことにより、車両を損傷させたた め、令和4年12月議会の議決を経て81,615円の賠 償金を支出していた事案が認められた。 今後は、車両移動させる際の安全確認を徹底し、 再発防止に努めるべきである。 (指摘事項)
		需用費の製払いについて 令和4年度の需用費について、相手方を誤って支 出した事例が1件(支出額 10,890 円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の 適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制 の整備に取り組まれたい。 (注意事項)
		<b>需用費の二重払いについて</b> 令和3年度の需用費について、契約の相手方に二 重に支出していた事例が1件(支出額 336,901円) 認められた。
		今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の 適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制 の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
		支出科目の誤りについて 令和4年度のガス空調設備給水冷温機修繕について、経費の性質が修繕費であることから予算科目を需用費で支出すべきであったのに、役務費で支出していた事例が1件(契約額 26,180円)認められた。令和4年8月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。 また、令和3年度の空調機ラジエーター粉塵除去作業について、経費の性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件(契約額 9,900 円)認められた。令和3年11月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。(注意事項)
高田警察署	令和6年 1月23日	公用車使用中の事故による損傷について 公用車の使用中の事故による損傷(合計4件、県 側損害額合計24,106円、うち県側過失割合100% のもの4件)が認められた。 公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとと
		もに、車両の適切な使用に努められたい。 (注意事項)
五條警察署	令和6年	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意

	1月23日	見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では 認められなかった。
吉野警察署	令和6年 1月23日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担 行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の工事請負契約 について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額223,718円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)

# (ウ) 監査重点事項の結果

重要物品の登録・管理状況等については、指摘事項として報告すべき事項が6件、注 意事項として報告すべき事項が8件認められた。

#### (エ) 監査の総括

指摘事項等の要因としては、「担当者の知識の不足や認識の誤り」だけでなく、「会計事務の認識はあったが、他の業務を優先させたことによる遅延」や「所属としての進捗管理の不足」によるものが見受けられた。

今後、執行機関は、職員の会計例規に対する知識の向上、法令遵守意識の徹底に加えて、組織的な事務処理の進捗管理と、内部統制に関する取組を充実させる必要がある。また、会計事務の電子化を推進し、業務の標準化・効率化などに取り組まれたい。

## 第2 工事監査

#### 1 監査の実施方針

施工中の工事を対象として、次の着眼点により、技術面からその施工が計画、設計 どおり適正に行われているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し て実施した。

- (1) 工事の内容が適切か。
- (2) 設計・積算が法令・基準書に基づいて適正に、合理的・経済的に行われているか。
- (3) 工事が設計図、施工図どおり適正に行われているか。

#### 2 委員実地監査実施日

令和5年11月14日

#### 3 監査対象工事

道路建設課

中町「道の駅」整備工事 奈良市中町・石木町 地内

#### [工事概要]

道路の通行者及び利用者の利便性の向上を図り、並びに観光に関する情報の発信、 地場産品等の販売等により地域振興に寄与するとともに、災害時における災害応急対 策に資するための防災「道の駅」の土木工事を実施する。

工事概要:工事延長 L=240m、街渠工 L=2,480m、雨水排水工 L=1,491m、シェルター工 N=

6 基

契約工期:令和5年3月24日~令和6年3月11日

契約金額: 368,845,400円

#### 4 監査の結果

工事に関する事務等の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

### 第3 財政的援助団体等監査

#### 1 監査の実施方針

県が資本金(基本金等)の4分の1以上を出資している法人については、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が出資目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県が補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているかなどに着眼して、監査を実施した。

## 2 監査実施状況(単位:団体)

出資団体	財政的援助団体	指定管理者	合計
4	0	2	6

<sup>※</sup>県が資本金(基本金等)の4分の1以上を出資している法人(出資団体)であって、かつ、県が補助金等の財政的援助を与えているものについては、出資団体に分類した。

#### 3 監査の結果

#### (1) 指摘事項等件数

指摘事項	注意事項	意見事項	合計
1	1	1	3

#### (2) 指摘事項等の内容別

#### 指摘事項(1件)

項目	内容	件数	対象団体
財産	財務諸表等への計上誤りについて	1	公立大学法人奈良県立大学

#### 注意事項(1件)

項目	内容		対象団体
支出	通勤手当の誤認定について	1	公立大学法人奈良県立大学

#### 意見事項 (1件)

•		_ ,, ,		
	項目	内容	件数	対象団体
	決算	経営改善の取組について	1	地方独立行政法人奈良県立病院機構

# 4 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	公立大学法人奈良県立医科大学	実施年月日	令和6年1月29日

# (1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、大学を設置し、及びこれを管理することにより、医学、看護学及びこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、 国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学及び看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与する。

# (2) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産 建物 20,066,173,000円は、全額県の出資
- イ 令和4年度の補助金等は次のとおりである。

 公立大学法人奈良県立医科大学運営費交付金
 5,063,331,000 円

 中期目標達成促進補助金等
 7,971,405,160 円

# (3) 財務の状況

# 貸借対照表令和5年3月31日現在

(単位:円)

						(+12.11)
	資	産	負	債及び	純資産	
科	目	金額	科	目	金	額
固定資産		25, 900, 503, 104	固定負債		24,	488, 336, 014
流動資産		19, 427, 441, 026	流動負債		14,	915, 736, 436
			負債合計		39,	404, 072, 450
			資本金		20,	066, 173, 000
			資本剰余金		△15,	489, 272, 132
			利益剰余金		1,	346, 970, 812
			純資産合計		5,	923, 871, 680
合	計	45, 327, 944, 130	合	計	45,	327, 944, 130

## <u>損 益 計 算 書</u> 自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日

(単位:円)

						· 1 1— · · · ·	
費	用		収		益		
科目	金	額	科	目	金	額	
経常費用	56, 57	0, 689, 128	経常収益		57, 54	1, 442, 609	
臨時損失	2.	2, 275, 458	臨時利益		39	9, 847, 864	
総費用合計(a)	56, 59	2, 964, 586	総収益合計(b)		57, 58	1, 290, 473	
当期純利益(b)-(a)=(c)	98	8, 325, 887	前期繰越欠損金	(d)		0	
積立金(c)+(d)	98	8, 325, 887			•		

## (4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項とは意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	地方独立行政法人奈良県立病院機構	実施年月日	令和6年1月23日

#### (1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、県民にとって最良の医療・サービスを提供するとともに、医療に従事する者に対する教育及び研修を通じて医療の質の向上を図ることにより、地域の医療の発展に貢献し、もって生涯にわたって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

## (2) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産 建物 1,642,997,255円は、全額県の出資
- イ 令和4年度の補助金等は、次のとおりである。 地方独立行政法人奈良県立病院機構運営費負担金 3,432,246,000円 小児科病院輪番体制参加病院運営費補助金等 5,514,826,500円

#### (3) 財務の状況

## <u>貸</u>借<u>対 照 表</u> 令和 5 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

												(単位.
資	•	産			負	債	及	び	純	資 産		
科	目	金	額	科		目				金		額
固定資産		37, 19	1, 367, 574	固定負債						43	, 351,	, 424, 735
流動資産		8, 78	2, 908, 155	流動負債						10	, 494,	984, 132
				負債合計						53	, 846,	, 408, 867
				資本金						1	, 642,	, 997, 255
				繰越欠損金						$\triangle 9$	, 515,	130, 393
				純資産合計						$\triangle 7$	, 872,	133, 138
合	計	45, 97	4, 275, 729	合		計				45	, 974,	275, 729

# <u>損</u> 益 計 算 書 自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

(単位:円)

						( 1 1 1 2 1 1 1
費	用		収		益	
科目	金	額	科	<b>I</b>	金	額
営業費用	38, 36	1, 194, 731	営業収益		38, 92	9, 494, 601
営業外費用	1,880	0, 244, 487	営業外収益		29	8, 991, 757
臨時損失	63	3, 049, 473	臨時利益		2, 62	0, 549, 777
総費用合計(a)			総収益合計(b)		41, 84	9, 036, 135
当期純利益(b)-(a)=(c)	1, 54	4, 547, 444	前期繰越欠損金	(d)	△11, 05	9, 677, 837
次期繰越欠損金(c)+(d)	$\triangle 9,515$	5, 130, 393				

### (4) 監査の結果

## 経営改善の取組について (意見事項)

法人では県が示した第2期中期目標を受けて、令和元年度から5年間の第2期中期計画を策定し、様々な手法で経営改善に取り組んでいるところであり、令和4年度の決算では、年度計画における計画額であった純損失10億6,000万円と比較し、26億455万円上回る当期純利益15億4,455万円を計上した。

令和4年度決算では、医業収益等が増加したものの、新型コロナウイルス感染症 関連補助金の減少による補助金等収益が減少したことなどにより営業収益が減少 したこと、給与費、材料費等の医業費用の増加に伴い営業費用が増加したことによ り、営業利益は前年度と比べ30億3,143万円減少し、5億6,830万円となった。 営業損益に営業外収益及び営業外費用を含めた経常損益では、10億1,295万円の 経常損失を計上した。経常損益に臨時損益を合わせた当期純利益15億4,455万円 を計上したことにより、令和4年度末の累積欠損金は95億1,513万円となり、令 和3年度末と比べ縮減したものの多額である。

今後、新型コロナウイルス感染症に関する補助金等が減額され、ますます厳し い経営状況となることが予想されるため、引き続き第2期中期計画に沿った経営 改善を着実に実行されたい。

団体名	公立大学法人奈良県立大学	実施年月日	令和6年1月23日

#### (1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、大学を設置することにより、教育研究を通じて、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として多様な学習の場を提供し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

#### (2) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産 建物 1,997,445,606 円は、全額県の出資
- イ 令和4年度の補助金等は、次のとおりである。

公立大学法人奈良県立大学運営費交付金	278, 182, 000 円
公立大学法人奈良県立大学中期目標関連費補助金	302, 414, 000 円
公立大学法人奈良県立大学修学支援補助金	43, 244, 850 円
奈良県立大学附属高等学校就学支援金	20, 582, 100 円
私立学校等光熱費高騰対策事業補助金	3,838,000円

#### (3) 財務の状況

## <u>貸</u>借<u>対</u>照 <u>表</u> 令和5年3月31日現在

(単位:円)

									(+12.1
-	資	産			負	債及て	ド資	本	
科	I	金	額	科				金	額
固定資産		2, 114	, 216, 696	固定負債					252, 989, 440
流動資産		295	, 715, 226	流動負債					235, 423, 097
				負債合計					488, 412, 537
				資本金				1	, 997, 445, 606
				資本剰余金				Δ	179, 545, 460
				利益剰余金					103, 619, 239
				純資産合計	(資	本合計		1	, 921, 519, 385
合	計	2, 409	, 931, 922	合	計			2.	, 409, 931, 922

## <u>損</u> 益 計 算 書 自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日

(単位:円)

費		用		収		益	
科	Ħ	金	額	科	目	金	額
経常費用		1, 087	7, 353, 084	経常収益		1, 129	9, 992, 344
経常費用合計(a	)	1, 087	7, 353, 084	経常収益合計(b)		1, 129	9, 992, 344
当期純利益(b)-	-(a) = (c)	42	2, 639, 260			•	

#### (4) 監査の結果

# 財務諸表等への計上誤りについて(指摘事項)

令和4年度決算において、固定資産台帳に取得日を誤って記載したため、財務諸表(貸借対照表、損益計算書)への計上誤りが認められた。

今後は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解等に 基づき、財務諸表の適正な作成に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体 制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

#### 通勤手当の誤認定について (注意事項)

通勤手当の支給について、通勤経路の認定を誤ったため、過払いとなっていた 事例が1件(過支給額 17,500円)認められた。

今後は、公立大学法人奈良県立大学職員給与規定に基づき、適正な認定事務の 執行に取り組まれたい。

団体名	公益財団法人奈良県地域産業振興 センター	実施年月日	令和5年12月5日

### (1) 団体設立の目的

奈良県において新事業の創出、県内企業の経営基盤の強化、産業技術の高度化等を 図るための総合的な支援を行い、もって地域経済の振興発展に寄与することを目的と する。

# (2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 5,000,000 円は、全額県の出捐

イ 令和4年度の補助金等は、次のとおりである。 奈良県地域産業振興センター事業補助金

121, 385, 504 円

#### (3) 財務の状況

## <u>貸</u>借<u>対</u>照 <u>表</u> 令和5年3月31日現在

(単位:円)

資産			負	債 万	をび正	味 財 〕	産		
科	目	金額		科	目		金		額
流動資産		1, 581, 768	3, 930	流動負債				454,	320, 879
固定資産		444, 564	, 636	固定負債			1	, 021,	155, 124
				負債合計			1	, 475,	476,003
				指定正味財産				338,	895, 954
				一般正味財産				211,	961, 609
				正味財産合計				550,	857, 563
合	計	2, 026, 333	3, 566	合	計		2	2, 026,	333, 566

#### 正味財産増減計算書

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

(単位:円)

						`	1 1-4
費		<b>月</b>		収			益
科	Ħ	金	額	科	目	金	額
経常費用		65	5, 700, 836	経常収益		6	620, 170, 606
経常外費用			0	経常外収益			68, 971, 761
合	計	65	5, 700, 836	合	計	6	889, 142, 367
一般正味財産	増減額	3	3, 441, 531			•	_

#### (4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項とは意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

-	指定管理者 株式会社東急コミュニティー	   実施年月日 	令和6年1月25日

#### (1) 公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 奈良県営住宅(紀寺・六条・売間・北和・姫寺・平城・六条山・ 東高田・小泉・稗田・天理・天理南・橿原・橿原ニュータウン・ 坊城・阿部・纏向・山崎)及びそれらの共同施設、並びに県営住 宅駐車場(西小泉・南和・秋津・吉野)

#### イ 指定管理業務の主な内容

上記18県営住宅団地及びそれらの共同施設、並びに4県営住宅駐車場にかかる 次の業務

- ・入居者の公募並びに入居及び退去の手続に関する業務
- ・駐車場の管理に関する業務
- ・入居者への指導及び連絡に関する業務
- 家賃、駐車場使用料及び水道使用料等の収納に関する業務
- ・県営住宅及び共同施設(駐車場等)の維持修繕に関する業務
- ・県営住宅及び共同施設(駐車場等)の保守管理に関する業務
- ウ 指定期間 令和2年4月1日~令和7年3月31日
- 工 指定管理委託料 403,684,900 円 (令和 4 年度)

#### (2) 監査の結果

公の施設の指定管理に係る出納、その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意 見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	指定管理者	実施年月日	令和5年12月5日
	PFI 奈良賑わいと交流拠点株式会社		

#### (1) 公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 奈良県コンベンションセンター

イ 指定管理業務の主な内容

県営プール跡地活用プロジェクト「ホテルを核とした賑わいと交流拠点整備事業 (コンベンション施設等整備運営事業)に関する以下の業務及び、それに付帯する 一切の業務

• 統括管理業務

- 維持管理業務
- 運営業務
- ウ 指定期間 令和2年4月1日~令和17年3月31日
- 工 指定管理委託料 110,897,604円(令和4年度)

# (2) 監査の結果

公の施設の指定管理に係る出納、その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意 見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。